



中古太陽光発電設備 購入時の名義変更 書面申請編

解説記事はこちらのQRコード
または sorasapo.com で
ご確認ください



⚠ マニュアル御利用上の注意 ⚠

本書の掲載されている当社及び当社が第三者から提供を受けている情報等に関しては、万全を期してはおりますが、正確性、確実性を保証するものではありません。本書に掲載された内容による損害等は、弊社では補償いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

購入物件の名義変更 書面申請 様式のダウンロード①



なっとく再生可能エネルギーへ



新制度に関する情報はこちら



新着情報のすぐ下に表示される
『新制度に関する情報はこちら』
をクリックします。



ソーラーサポートセンター
Solar Support Center

購入物件の名義変更 書面申請 様式のダウンロード②



変更認定申請ページへ



変更認定申請・変更届出等 ▶



中央付近にあるメニューのうち
『変更認定申請・変更届出等』
をクリックします。



購入物件の名義変更 書面申請 様式のダウンロード③



50kW未満ページへ

太陽光50kW未満の申請手続きはこちら ▶

中央付近にあるメニューのうち
『太陽光50kW未満の
申請手続きはこちら』
をクリックします。



購入物件の名義変更 書面申請 様式のダウンロード④



様式ダウンロードページへ

必要書類

(1) 申請書又は届出書(WEB入力)

・電子申請システムの操作マニュアルは[こちら](#)

※ インターネットを通じた申請ができない方は[こちら](#)

(2) 添付書類

・具体的な変更内容ごとの必要な書類については[こちら](#) 図をご覧ください。

(3) 委任状  (平成29年6月30日改訂) + 設備設置者の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本に限る。)

※ 設備設置者のメールアドレスが登録できず、メール送付のみ必須



必要書類の『※インターネットを通じた申請ができない方はこちら』をクリックします。



ソーラーサポートセンター
Solar Support Center

購入物件の名義変更 書面申請 様式のダウンロード⑤



設置規模に合う様式を選択



(2) 変更認定申請書・届出書

以下の様式のうち、該当する様式を使用してください。

- ・様式第3 再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書(10kW未満の太陽光発電を除く)(170831更新) (記載要領は[こちら](#)(170901更新))
- ・様式第4 10kW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書(170901更新)
- ・様式第5 再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書(170831更新) (記載要領は[こちら](#)(170901更新))
- ・様式第6 再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書(170831更新) (記載要領は[こちら](#)(170901更新))
- ・様式第7 再生可能エネルギー発電事業廃止届出書 (記載要領は[こちら](#)(171020更新))



『連絡票』は規模に関わらず必要です。
10kW以上の場合は様式3を、
10kW未満の場合は様式4を
ダウンロードします。



購入物件の名義変更 書面申請 連絡票

書面での申請・届出書提出時に使用する連絡票

書面にて申請・届出書を提出する際には、当該用紙に担当者の氏名や連絡先、E-mail アドレス等を記入し、申請・届出書と一緒に提出してください。なお、申請・届出内容に対し、補正事項が生じた場合等は、この用紙に記載されている連絡担当者に関して連絡を行うことがあります。

担当者の連絡先① 【発電事業者（申請者）】

(ふりがな) : _____
住所 : 〒 _____
(ふりがな) : _____
氏名 : _____
会社名 : _____
部署名 : _____
電話番号 : _____
FAX 番号 : _____
メールアドレス : _____

担当者の連絡先② 【申請 行事業者】

☐ 上記発電事業者の担当者 () として受付けます。

住所 : 〒 _____
(ふりがな) : _____
氏名 : _____
会社名 : _____
部署名 : _____
電話番号 : _____
FAX 番号 : _____
メールアドレス : _____

必須確認事項

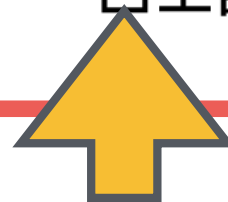
申請・届出時は、必ず事前に下記についてご確認いただき、確認が完了した場合は、各チェックボックスにレ印を付してください。

- ☐ 固定価格買取制度で再生可能エネルギー発電事業を実施する場合、経済産業大臣の認定を得ることが必要です。認定は、事業計画が認定基準に適合しているかどうかを審査し、また、事業実施期間中においても引き続き同基準に適合する形で事業を実施することを前提として、その事業計画を認定します。事業実施期間において同基準に違反した場合には、認定が取り消される可能性があります。
- ☐ 送配電事業者の接続の同意を得る前に認定を申請し、その後接続の同意を得た場合、申請から接続の同意を得るまでの期間に事情変更（例えば、別の事業者により地権者が同一の隣接の土地において認定を取得した等）があった場合には、認定を受けられない可能性があります。
- ☐ 申請された10kW未満の太陽光発電設備について、認定を受けた日から1年以内に運転開始に至らない場合には、その認定は失効します。（平成28年8月1日以降に接続契約を締結したものに限り。）
- ☐ 申請された10kW以上の太陽光発電設備について、認定を受けた日から3年以内に運転開始に至らない場合には、当該期限を超過した分だけ調達期間が短縮されます。（平成28年8月1日以降に接続契約を締結したものに限り。）
- ☐ 申請された情報については、関係法令・条例の遵守を確認するため、関係法令・条例を所管する関係省庁や地方公共団体に共有されることがあります。
- ☐ 認定された事業計画に関する情報のうち設備ID、発電事業者名、代表者名（法人の場合）、発電設備区分、発電出力、設備所在地については、公表対象となります。



必要事項を記入

担当者の連絡先②
☐ 上記発電事業者の:



上の枠は設置者の情報を記入します。
下の枠は業者が代行申請する場合に
業者の情報を記入します。
設置者本人が提出する場合でも
下枠にチェックが必要です！



ソーラーサポートセンター
Solar Support Center



購入物件の名義変更 書面申請 申請書 1 ページ目



認定通知書を確認して記入

設備 I D (識別番号)
設備名称
発電出力 (kW)
設備の所在地
運転開始の有無 (注 3)



設備の情報を記入します。
認定通知書または設備情報画面
の写しを確認しながら
記入しましょう。



様式第 3 (第 8 条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書
(10 kW未満の太陽光発電を除く)

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

申請者 住 所 (〒 -)

(注 1)

(ふりがな)

氏 名

実印

(法人番号:)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

設備 I D (識別番号)	
設備名称	
発電出力 (kW)	
設備の所在地	
運転開始の有無 (注 3)	運転開始前 運転開始後(運転開始日:平成 年 月 日)

変更概要(該当項目をチェック:複数選択可)

- ☐ 認定計画情報
- ☐ 認定計画使用燃料一覧(バイオマス発電の場合)

担当経済産業局(注 4) _____



ソーラーサポートセンター
Solar Support Center



変更前・後の名義を記入

認定計画情報（注5）

再生可能エネルギー発電事業者（注6）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	関連会社から事業譲渡 他の会社から事業譲渡 上記以外	備考
発電設備の出力（注7）	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
発電出力（kW）（注8）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	☐ 電気事業者都合 ☐ 上記以外	
太陽光発電設備の設置形態（注9）	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
太陽電池に係る事項（注10）			
製造事業者名	☐ 変更あり ☐ 変更なし	☐ 製造事業者都合 ☐ 上記以外	
種類	☐ 変更あり ☐ 変更なし	☐ 製造事業者都合 ☐ 上記以外	
変換効率	☐ 変更あり ☐ 変更なし	☐ 製造事業者都合 ☐ 上記以外 ☐ 真性変換効率 ☐ 実効変換効率 ☐ 除外事項該当性	
型式番号	☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 別紙あり
太陽電池の合計出力（kW）	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
風力発電設備に係る事項（注11）			
製造事業者名	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
型式番号	☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 別紙あり
NK認証番号	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
配線方法（注12）	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
電気事業者への電気供給量の計測方法	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
保守点検責任者（注13）	☐ 変更あり ☐ 変更なし		
保守点検及び維持管理計画（注14）	☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 別紙あり

認定計画情報（注5）

	変更前	変更の有無	変更後	変更理由
再生可能エネルギー発電事業者（注6）		☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 関連会社からの事業譲渡 ☐ 他の会社からの事業譲渡 ☐ 上記以外

変更前後の名義を記入します。
変更のない項目については、
『変更なし』をチェックして
何も記入しないでください。



接続契約締結日（注15）	平成 年 月 日	☐ 変更あり ☐ 変更なし	平成 年 月 日	☐ 接続契約解除後の再締結 ☐ 再接続検討後の再締結
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 （注）再生可能エネルギー発電事業者を変更し、下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。				
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注16）	☐			
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	☐			
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	☐			
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	☐			
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW未満の太陽光発電の場合を除く。）。	☐			
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	☐			
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	☐			
この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10kW以上の太陽光発電の場合のみ】	☐			
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	☐			
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	☐			
①変更内容説明書（注18）	—	—	—	—
②住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本（法人にあつては、法務省（注19））	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—
③印鑑証明書（注19）	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—
注17の内容を証する書類（注20）	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—
⑤構造図	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—
⑥配線図	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—
⑦接続の同意を証する書類の写し（注21）	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—
⑧事業実施体制図	—	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	—



遵守事項、添付書類をチェック

③印鑑証明書（注19）

☐変更あり
☐変更なし

書類名：



『変更内容ごとの変更手続の整理表』
で添付が必要な書類を確認し、
該当する添付書類欄の『変更あり』
をチェックします。



購入物件の名義変更 書面申請 申請書 4ページ目



様式内に名称がない書類は「その他」

⑨再生可能エネルギー事業における燃料調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
⑩補助金を返還したことを証する書類（注22）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
⑪受給が開始されたことを電力会社が発行する書類（注23）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
⑫その他1	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
⑬その他2	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
⑭その他3（注23）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

変更前		変更後		備考 (注26)
燃料区分 (注24)	燃料名 (注25)	燃料区分	燃料名	

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行うこと（変更前の再生可能エネルギー発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の再生可能エネルギー発電事業者を申請者とする場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー発電事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）また、法人番号がある場合はその番号も併記すること。再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。



ソーラーサポートセンター
Solar Support Center

⑫その他1	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：
⑬その他2	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：
⑭その他3（注23）	☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：

譲渡契約書や物件目録などの『変更内容ごとの変更手続きの整理表』にあるけど様式の添付書類に名前のない書類は、『その他』に記入します。



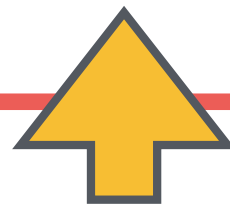
購入物件の名義変更 書面申請 郵送



添付書類と合わせて郵送

上記の書類を各経済産業局に送付してください。

ただし、様式第3、第5、第6で太陽光50kW未満の場合及び様式第4を紙で提出される場合は、JPEA代行申請センター(JP-AC)へ送付してください。



太陽光発電の場合の郵送先は

J P E A 代行申請センター(JP-AC)

〒105-0003

東京都港区西新橋2丁目23番1号

3東洋海事ビル2階

です。



ソーラーサポートセンター
Solar Support Center



中古太陽光発電設備 購入時の名義変更 委任状編

メールアドレスがない場合に必須！

⚠ マニュアル御利用上の注意 ⚠

本書の掲載されている当社及び当社が第三者から提供を受けている情報等に関しては、万全を期してはおりますが、正確性、確実性を保証するものではありません。本書に掲載された内容による損害等は、弊社では補償いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

購入物件の名義変更 委任状

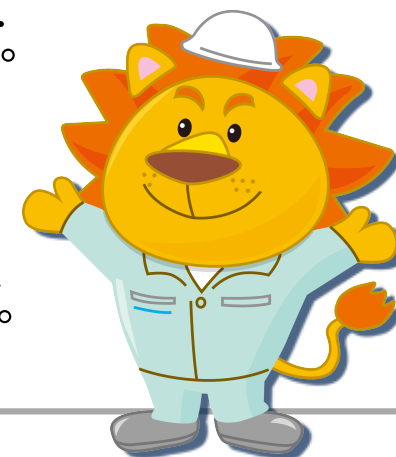


メールが使えない場合必須

太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターが代行申請者



JPEA代行申請センターが代理で経産省に
申請することを認める書類です。
設置者メールアドレスを記入
できない場合は、設置者本人
が申請しても委任状が必須です。



委 任 状

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名
(法人番号:) 実印

私は以下の内容における、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条による再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る手続について、下記の者を代理人として、手続の権限を委任します。

①手続区分 ※該当する手続にチェック	☐ 変更認定申請 ☐ 事前変更届出 ☐ 事後変更届出
-----------------------	---

【変更の手続を行う設備ID】

設備ID	変更内容	調達価格見直しの有無※ ※該当するものにチェック
		☐ 有 ☐ 無
		☐ 有 ☐ 無
		☐ 有 ☐ 無

※事前変更届出又は事後変更届出の場合には、当該欄は空白で構いません。

記

代理人 住 所
法 人 名
法人番号
代表者氏名
担当者氏名
連絡先 (TEL)

また、一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターが代行申請者として、経済産業大臣への申請を代行することについても同意します。

※申請毎に委任状を添付すること。委任をされる設備設置者が同じ場合であり、かつ、手続区分が同一の場合に限り、一つの委任状にて、複数の申請を行うことが出来る。
※ただし、一枚に記載することが出来ない場合、一枚に収まる設備ID分のみを記入し、残りの設備IDについて、同様式を別途作成すること。



ソーラサポートセンター
Solar Support Center